

全軟野連発第 136 号

令和 8 年 6 月 5 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小山吉男



球審のヘルメット着用及びヘルメット一体型マスクの取扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、去る 4 月 16 日の NPB 公式戦において、打者のスイングにより手から離れたバットが球審の頭部を直撃し、重傷を負う事故が発生しました。これを受け、一般財団法人全日本野球協会（BFJ）アマチュア野球規則委員会より、審判員の安全確保および球審のヘルメット着用に関する指針が示されました。

本連盟においても、本件を審判員の安全に関わる重大な課題として重く受け止め、対応を検討してまいりました。その結果、当面の対応として、球審が捕手用ヘルメットを任意で着用できることとしましたので通知いたします。

また、ヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）の使用については、一部に取扱いの相違が見受けられることから、本通知において、球審および捕手が使用するヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）の取扱いを明確化いたします。

つきましては、別紙 BFJ 通知文書と併せて所属審判員、チームおよび関係者への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 安全対策（当面の対応および今後の予定）

- ① 球審は、捕手用ヘルメットを球審用の代替防護用具として任意で着用可能とする。
- ② 形状については、庇（ひさし）の有無を問わず、また、ヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）を含め着用可能とする。
- ③ 色は、黒・紺・白のいずれかとする。
- ④ 球審が着用する捕手用ヘルメットについては、（一財）製品安全協会が定める「野球及びソフトボール用捕手ヘルメットの SG 基準」を満たした製品とし、JSBB 公認の有無は問わない。
- ⑤ 着用の判断にあたっては、競技環境、競技レベル、気象条件等を踏まえ、熱中症対策との両立を図りながら、安全確保を最優先として適切に判断すること。

- ⑥ 今後、暑熱対策等を施した球審用ヘルメット等が開発・市販された段階で、着用の「推奨」または「義務化」の必要性について改めて検討する。

2. ヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）の取扱いについて

- ① 捕手が使用するヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）については、使用可能な用具として取り扱うものとする。
- ② 捕手が使用するヘルメット一体型マスク（フルフェイスタイプ）については、捕手用マスクとしての機能を有する用具であることから、捕手用マスクと同様に、JSBB 公認を受けた製品でなければならない。

3. 添付書類

- ① 審判員の安全確保および球審のヘルメット着用に関する指針について（BFJ 文書）
- ② 審判員の安全確保および暑熱対策等を講じた球審用ヘルメット等の製品化に関する要望書（BFJ 文書）

以上